令和８年度第１回鹿児島県連合海区漁業調整委員会

議　事　録

１　日程等

⑴　日　時

令和８年７月 16 日（木）午前９時 45 分から午前 11 時まで

⑵　場　所

種子島開発総合センター鉄砲館　大会議室

⑶　出席者

次頁のとおり

２　議事内容及び結果

⑴　全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について

（協議）

→　原案のとおり九州ブロック会議へ提出することを決定。

⑵　その他

→　さんご漁業に関する取扱方針について、意見交換がなされた。

令和８年度鹿児島県連合海区漁業調整委員会

日時：令和８年７月16日(木)　午前10時から

氏　　名	職　　名	所属海区	出　　欠
阿久根　金也	鹿児島県漁業協同組合加世田支所組合員	鹿児島	○
重信　雅彦	鹿児島県漁業協同組合鹿児島市支所 支所運営委員長	鹿児島	○
篤　　昭仁	元県職員	鹿児島	○
伊東　恭三郎	鹿児島県漁業協同組合種子島支所組合員	熊毛	○
羽生　隆行	鹿児島県漁業協同組合屋久島支所 支所運営委員長	熊毛	○
浦邊　美智生	鹿児島県漁業協同組合南種子支所 支所運営委員長	熊毛	×
茂野　拓真	瀬戸内漁業協同組合組合員	奄美大島	○
阿多　美智雄	鹿児島県漁業協同組合与論支所組合員	奄美大島	○
鳥居　享司	鹿児島大学水産学部准教授	奄美大島	×

（出席者）　７人
（欠席者）　２人

【事務局等】

氏　　名	職　　名
板坂　信明	事務局長 （水産振興課資源管理監）
村田　圭助	次長 （水産振興課技術主幹兼漁業調整係長）
中野　佑姫花	書記 （水産振興課漁業調整係主事）
川畑　真司	熊毛海区漁業調整委員会事務局　事務局長 （熊毛支庁農林水産部林務水産課長）
赤塚　麻美	熊毛海区漁業調整委員会事務局　書記 （熊毛支庁農林水産部林務水産課水産係技術主査）

－　令和８年７月 16 日（木）午前９時 45 分開始　－

【開会】

〇板坂事務局長

それでは、少し時間が早いですけれども、令和８年度鹿児島県連合海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員９名中７名の出席をいただいており、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程第７条第１項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

議事に入る前に、注意事項を申し上げます。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

各海区漁業調整委員会と同様に議事録を作成し、県ＨＰで公表しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議長に議事進行をお願いします。

〇阿久根議長

おはようございます。昨日は、昼夜、皆さんと共に現地視察と懇親会まで、大変有意義な一日だったと思っております。今日は、議題は一つですが、せっかく鹿児島県連合海区の委員の方々がいらっしゃいますので、議題に問わず、忌憚のない意見をいただければ幸いです。

それでは、議事に入る前に、議事録署名者について私から指名することでよろしいですか。

（「異議なし。」という声あり。）

〇阿久根議長

それでは、今回は羽生委員と阿多委員にお願いいたします。

【議題１　全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について（協議）】

〇阿久根議長

議事に入ります。

議題１は「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について」です。これは協議事項です。事務局から説明をお願いします。

〇事務局（中野主事）

水産振興課の中野です。着座にて説明いたします。

議題１「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」、資料１の１ページ目を御覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会、通称「全漁調連」では毎年、国への要望活動を行っております。要望活動までの流れを１に記載しておりますので、お目通しください。

さて、本議題は、毎年、連合会区の中で協議していただいております。

本日協議していただく議題につきましては、九州ブロック会議において協議される議題です。ブロック会議を経て、全漁調連の理事会にてとりまとめられ、来年度に国へ要望する要望書の内容としてとりまとめられていく形になっております。

内容に関しましては、２にありますとおり、連合海区事務局案をもとに、３海区で事前に協議しております。

回答については資料の３～６ページに添付しておりますが、継続要望事項については、３海区ともに事務局案のとおり了承を得ました。

なお、後ほど読み上げますが、奄美大島海区より、新規要望事項として、「イルカによる漁業被害の実態把握と被害軽減対策の確立等について」提出がありました。

また、九州ブロック会議において話題を提供したい項目や議論したい項目について、意見等は提出されませんでした。

これを踏まえまして、本日の連合海区の中でこの要望事項に対して、御意見等を伺った上で、九州ブロック会議事務局へ回答したいと考えています。

内容については、昨年度同様、継続事項として、１つ目が「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大について」、２つ目が「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」、３つ目が「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」、そして、新規事項として、４つ目が「イルカによる漁業被害の実態把握と被害軽減対策の確立等について」です。

４つ目の要望については、新規ですので、読み上げさせていただきます。

本県沿岸海域では、かねてより一本釣り漁業等の漁場にイルカが頻繁に来遊しており、それに伴い食害被害の発生、魚群の散逸による漁労効率の低下、漁具の損傷等が深刻な問題となっている。また、民間企業が販売する音波や音響を利用した忌避機器を用いて対策を試みてきたが、これまでに決定的な効果は得られていない。

ついては、イルカによる漁業被害の軽減を図るため、以下の措置を要望する。

１　イルカの生息実態と習性（行動パターン等）を把握すること。

２　全国的における漁業被害の実態を調査し、その結果を公表すること。
３　忌避装置の開発を含め、漁業被害軽減に効果的な対策手法を確立すること。
詳細につきましては、資料の７～10 ページに要望事項を添付しております。
また、11 ページ以降に今年度の要望書を添付しております。
なお、今年度の要望活動の結果については、結果の提供があり次第、各海区事務局をとおして、報告いたします。
それでは、御協議のほどよろしくお願いいたします。

〇重信委員

この新しく要望されているイルカについてですけど、私は水族館の要望でイルカの調査に一年に１回か２回行くんですけど、この間、調査した時には錦江湾の中にはイルカはいなかったんですよね。だからそんなにイルカ自体の数が増えてはいないような気がするんだけど、イルカは昔から我々漁船の天敵であり、漁の妨げにはなっているんですよね。イルカを毎年調査する中で、今回いなかったですけど、量的にめちゃめちゃ増えてるってことはないような気がするんだけど。この間の鹿児島海区のときにモジャコ捕りの時にイルカやクジラがものすごく多かったっていう報告もありましたけど、錦江湾に今の間はいないときは外に出ているのかなって。水族館によると、ミナミバンドウイルカというのと、ハセイルカというのがいるみたいで、ミナミバンドウイルカは浅瀬でしか活動しないというんですよね。

そういうような状況で何が言いたいかというと、イルカの被害がこの議題に上がってきているということは、外の方で何が起きているのかなっていうのをちょっと聞きたいなって。

〇阿多委員

はい、お答えしたいと思います。この議題は奄美海区で、私の方から提案したんですけど、私たち、与論とか奄美の漁業者は、特にソデイカ旗流し漁を主にやっているんですけど、イルカがもう大変多くて。島の日帰り船をする方々はパヤオという浮魚礁を入れて、そこでキハダマグロやカツオの漁もしているんですけど、イルカが引っ付いたらもう一日仕事ができないということで、相当の被害が毎年のように見られていて。何年か前、鹿児島大学の方々と提携して、シビマグロの瞬間冷凍について契約したところ、契約した途端に全部のパヤオにイルカが付いて、全然活動ができなかったという例もあって。イルカについては、和歌山のマグロ船とかからもいろいろ聞いて、「鉄棒をカンカン鳴らせばどっかに行くよ」ということでやり始めたんですけど、慣れてきたら効かなくなって。それで、今度は音波装置もやったんだけど、最初はすぐ効くけどまた慣れてきて。

今度は他の組合長に教わって、花火の爆音が出るものを投げたらしばらくは効いたけど、今はもうその音を聞いたら逆にみんな集まってくるっていう感じになっちゃって、もうお手上げ状態になってるんですよね。沖縄の方も一緒に操業に行かれているから、多分問題は一緒だと思うんですよ。

だからなんとか皆さんに問題意識を持ってもらって。まあ観光でやられている方もいて、観光業としては結構いいとは思うんですけど、我々漁師に対しては害獣なもんだから。沖に行けばもう、いろんなイルカがいるんですよね、ゴンドウイルカが来たり。もう本当に忍者みたいな感じで、前はすぐ船の周りから集まって、50ｍぐらいに来た時には潜って捕ってたんですけど。今はもうずっと遠巻きにして、波に隠れて、忍者みたいな感じでこうやっていくんですよ。だからもう今打つ手がないような状況で、それに一日付き合ってたら、「今日の漁はもうゼロ」みたいな感じです。そういうもんだから、なんとかこの問題を取り上げてもらえないかなっていうのが現状です。イルカは、いないところはいないんですけど、やっぱり黒潮をずっと回ってくるもんだから、一応皆さんにも報告、共有できたらと思いまして、提案しました。

〇阿久根議長

他にどなたか御意見ありますか。

では私から。鹿児島海区の委員会で私が言ったんですけど、今年、もじゃこ捕りに行って、どこに行っても、北に上ろうが、西に行こうが、女島の東まで行ったんですけども、その辺も毎日イルカがすごいんですよね。こんなにイルカを見た年は初めてじゃないかって思うぐらい。それにシャチは見るわ、クジラは見るわで、こんなに多かったかなって、この議題が出る前に、鹿児島海区でそういう話をしました。

それから、不知火海、東町の内海ですよね、不知火海はイルカで、熊本、呼子は太刀魚で有名なんですけど、太刀魚がほとんど全滅だったと自分は記憶してます。去年から、一番値がする太刀魚がほとんど捕れず、そして、東町漁協のごち網船なんかも、ほとんど漁にならんと。追いかけ回されて、散って。どうにもできないというのは、いろんな要望活動の中で、許可の見直しとか、制限条件の見直しの部分とかで、要望で上がってきております。だからこれは、錦江湾がちょうどたまたま見当たらなかっただけで。自分たちが北に行ったのが、女島の東までは行ったんですけど、そこまでずっと、宇治西からもう見ない日はなかったです。こんなに増えているんだと。保護団体がクジラにしろ、イルカにしろ、海外の方々がそういう運動をする。マグロに関しても日本と共通の認識が持てない。その中で本当に日本は実態を訴えていくしかないんじゃないか。海外に発信はできないので、まずは国でやることしかできるものはないということで、この

提案についてはいいんじゃないかというふうに思います。
　他に皆様方から何かありますか。特にないですね。
　特にないようですので、これは協議事項でしたが、この件につきましては、イルカの部分まで含めて、鹿児島海区連合会からの要望事項として、１番から３番は毎年のことでございますが、４番につきまして新規で入れるということでよろしいですか。

（「異議なし。」という声あり。）

〇阿久根議長
　ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

【その他】
〇阿久根議長
　議題はもうこれで終わりなんですが、その他のところで、せっかく皆さんと集まって、こうして全体の鹿児島でのあり方、いろんなことを話す機会も、年に１回しかありませんので、ここで何か事務局からでも、共通認識で報告するようなことでもありませんか。

〇村田事務局次長
　水産振興課の村田です。さんご漁業の許可について、皆さんに今の現状等をお話したいと思います。
　さんご漁業許可に係るこれまでの経緯なんですけど、本県では水産庁からの技術的助言を踏まえまして、平成 27 年当時の許可件数１件から増やさない方針で、これまでさんごの資源を管理してきました。令和３年にＫさんという方から要望がございまして、それを受けて取扱方針の改正に向けた調整を令和４年から進めております。許可対象者の要件については、緩和しまして、新規参入を可能とする一方で、資源管理措置を強化した内容、これは採取数量の上限設定や採取状況の映像記録などの取扱方針を改正しまして、県内の３海区の漁業調整委員会にお諮りして了承を得ております。鹿児島海区の方では令和５年、熊毛の方も令和５年、奄美海区の方ではいろいろ議論がございまして、令和６年の 12 月に承認をいただいております。主な改正内容ということでお示ししていますが、左側が改正前、右側が改正後となっております。これまではその操業実績がある、または経営的に３年されているという、今までやっていないと参入できないというような形であったんですけど、その部分については、取扱方針の方で削除しまして、新たに無人潜水艇等により選択的な資源管理への取組が行えるものと

いうことを記載してございます。それと、資源管理措置の方でも採取数量の上限を設定しまして、生さんごの場合は全体で年間 260 kg以内、それと個人に対しては年間 210 kg以内ということで定めております。その他、操業位置の記録ですとか、採取状況の映像の記録保存、15cm 未満のさんごの採捕禁止、それと日報です。月報とか日報についてもちゃんとつけるようにというような形ですね。それと、年間販売数量の整理・保管というような形で、いろいろ条件をつけているところです。これは、許可を希望する方に対する説明で使っている資料なんですけど、左側の方にいろんな事項が書いてあります。選択的な採取をするということと、関係地区の同意とか、採取数量の上限とかいうところで項目を設けまして、計画書の中にどういったことを書いていかなきゃいけないかというところを、書いております。例えば、無人潜水艇の部分については、その機器の名称とか能力とかですね、そういったものを細かく計画書の方には記載してくださいと。それと、選択的に採捕するということであれば、それをどういうふうにして採捕するかということについても、詳しく計画書の方では記載してくださいといったことを示しております。あとは、操業位置の記録についても、出港から帰港までずっと船が動いた航跡については記録できるような形にしなさいとか、記録したものについては３年間は保管して、もし我々が見せてくださいと言った時には速やかに出せるような体制をとってくださいというようなことですね。あと一番大事なサンゴの大きさの制限については15cm未満のさんごは捕っちゃいけないよということになっているんですけど、その 15cm っていうのをどういうふうに確認して捕るのかというところについても計画書の中でしっかり示してもらうというような形にしております。それと販売の計画書も出してもらって、それを我々が見て、この部分が足りないですねとか、ここをもう少しちゃんと記載してくださいとか。例えば、その機器のカタログを見ながら、我々が求めている状況にちゃんと対応できているかというのを確認するというような形を今とっております。

今のさんご漁業の現状なんですけど、許可者が１者おりまして、それはＦ社という会社で、皆さんよく御存知の会社です。年間を通して、いろんな時期にさんごを採取されているんですけど。船を２隻、母船を用いて、潜水艇についても２隻体制であります。母船は大きな船で、サルベージとかもされるということなので、そういったのにも対応できる大きな船です。潜水艇についても、２種類載せてますけど、結構本格的というか、さんごだけを捕るためだけじゃないんですけど、非常に大きくて高機能な潜水艇を使われております。実際に潜水艇が映している映像なんですけど、下の方に、白と赤のスケールがありまして、これで大きさを見ながら採集しているということで、基本的にこの会社は大きなものしか捕らない、小さいものは今後採捕する資源として残しているというような取組

をされているということでした。これはその会社のホームページに載っていた写真なんですけど、こんな形で非常に大きなさんごが捕れたという経緯もあるようです。本県のさんごの採取量なんですが、平成 13 年ぐらいにピークがございまして、約１ｔ以上取っていたという実績があります。その後、概ね 200 ㎏前後を採取されているというところで、先ほど、年間捕る上限を設定していましたけど、それについては、これまでの実績を見て、平均的なものをとりまして、上限値を設定したという経緯がございます。

それと、今、要望されている方々の状況を少しお話したいと思います。まず、要望されているあるお方なんですけど、これはＯＮ県在住者です。この方は、小型の潜水艇を使って採捕されているようです。実際、沖縄で採捕されているようです。大きさについても、足元に写っているぐらいの大きさで非常に小さくて、パソコンの画面を見ながらいろいろ操作していくということのようです。カタログ的なものは、ホームページに載っていましたけど、大きさ的には長さが 60㎝、高さが 30㎝、15kg ぐらいのもので、能力としては 500ｍぐらい潜る能力があるようです。そういったもので捕られているというところで、ネットで見ると 200 万円ぐらいで売ってたので、それぐらいで買えるんだなというところです。真ん中のところにハサミがありますけど、このアームでさんごを捕まえて上に上がってくるというような捕り方をされています。数百万あれば実際こういったものが手に入るというような状況です。

次、要望者２ということで、これはＳ社と書いていますが、代表取締役の方がＫという方で、坊泊漁協の所属になっております。この方が要望されているさんご漁業の中でやろうとしていることが、右下に写っているような無人潜水機、ROV を使って、これにアームがついた形でさんごを採捕してくるというような計画とされています。実際、試験操業を４月 25 日から 30 日のうち３日間ということで、特別採捕の申請が出てきて、それに対して県の方でも許可をしたんですけど、実際こういったものを使って、漁場とされる宇治島沖のところの瀬の方に行かれて、潜ってやってみられたんですけど、採捕としては実績はありませんでした。映像の方も見せてもらったんですけど、やっぱりなかなか ROV の操作をするのって非常に難しい。潮流もあったりとか、そもそもさんご自体を見つけることができなかったというところもあったんですけど、画像としては非常に綺麗な画像で、ものさえあれば掴み捕ることはできるのかなというような状況です。なぜ試験操業させたかというと、やっぱり自分たちで ROV を使って、捕れるか捕れないかということを確認しないと、実際のさんごの申請とか、我々も許可ができないと思いますし、実際どれぐらい自分たちで費用としてもかかるのか、そういったこともしっかり確認した上で進めていかないといけないというところで、まずはこういう試験操業をやってみたらどうですかということでやって

もらっています。その方の船は、必要な装備、ROV を吊り上げるクレーンですとか、その船の上で移動させるときに必要なものとか、そういった機器を一応取り付けていっているという状況です。この方の会社がやっている、現在の状況なんですけど、試験操業後の状況ということで、使っている船については、いろいろ記録とかできているなというところで〇としています。あとは使用船舶に搭載する機器としては AIS も済んでいますので、船の位置も分かるようになっています。必要な GPS も積まれてますし、ROV については、最初の試験操業の段階では△ということにしてたんですけど、ROV のさんごをつかむ部分が試験操業で確認できてなかったんですけど、その後、ちゃんとそのプールの中で実際に捕って、それが使えますよということで映像とともに提出されていますので、この部分についても対応としてはできているというような状況になってきています。というところでいくと、「選択的に採捕ができる」というような状況ということで、県としては認識しているところでございます。

その他の動きなんですけど、先ほど沖縄の方、そして坊泊所属の方がいらっしゃいました。その他の動きとしましては、鹿児島湾内の漁協の組合員さん、この方、潜水器漁業されてるんですけど、さんごを捕りたいんだという相談が実際ありました。具体的にどういった機械を使ってというのはまだなかったのかなと思っています。網という言葉も出てきたので、網では鹿児島県では捕れませんという話はさせていただいております。熊毛地区の漁業者、一本釣り漁業の方なんですけど、そういった方からも、チャレンジしたいんだけどというような相談があったところです。今の県内の状況としては説明してきたとおりです。

今後の対応についてなんですけど、漁業就業者というのが非常に減ってきているというところと、許可の件数も、この 25 年間で６割減少するなど、漁船漁業の衰退というのは非常に顕著だと我々感じております。生業の存続とか稼ぐ力の向上を図るためには、知事許可漁業の制限措置等の見直しを鹿児島海区の方ではずっと進めてきているところです。それと、環境変化による魚種の生息域が非常に変わってきているというところもあります。熊毛地区の方でも昔はきびなごとか採れていたという話は聞きますけども、最近全然見ないというような状況もあって、地球温暖化という話もあるんですけど、どんどん環境が変わっていっている、そういった中で、我々としては柔軟な操業というのを確立していく必要があるんじゃないかなと考えているところです。そういったところを考えますと、深海さんごは、活用可能な資源の一つであると我々は認識しております。県内漁業者の共通資源として管理されてきたというのが、これまでの実態だと思います。実際は漁業者の人たちが捕ることはできるんだけど、ある大きな会社の方に代わって、さんごを捕ってもらっていると。その代わりに、収益の一部を協力金という形で各地区の方でいただいているという、そういった歴史的な

経緯があるというのも認識しているところです。その資源の有効活用についてもしっかりと検討しながら、調整が図られたものについて許可を行って、適正な操業指導や資源管理を行っていきたいと考えているところです。説明としては以上になります。

〇阿久根議長

ただいま説明がありました。鹿児島海区が今やっております許可内容の見直しとか、漁業者が少なくなってきたから、有効利用をしようということで、鹿児島海区はどんどん改善して、今ある程度成果が出てきております。それについては痛みを伴うものであるという方々もおりますが、先を考えたときに、やっぱり若いやる気のある人たちにどんどんやらせてやろうと、鹿児島海区はそういう状況で今進んでいて、県としても共通の認識であります。

今の説明だけだったんですが、賛成、反対とかではなくて、何か聞きたいこととかありますか。

〇重信委員

湾内で一応許可を申請しているのはうちの組合員なんですけど、ちょっと聞きたいのは、今、試験操業しているところの潜るドローンの単価はどれぐらいですか。

〇村田事務局次長

すみません、分からないです。

〇重信委員

機械の種類か名前が分かれば、調べれば分かると思って。沖縄はだいたい 200 万ぐらいだったという説明だったけど。

もう一つ、試験操業はまた年内に何回かやらせる予定ですか。

〇村田事務局次長

試験操業は４月にされて、実際 ROV を使って潜っていて、試験操業はは結構それなりに費用がかかるという話でしたので、試験操業はもう考えていないです。

先ほど現在の状況というところでお話させていただいたんですけど、いろんなやらないといけないことが、もう対応できているという状況にあると認識しています。そういう意味でいくと、計画書の部分もある程度できてきている状況にあります。ということで、県の立場からしますと、漁協から通常、新規の許可

については要望書が上がってきて、それに基づいて、制限措置について海区に諮るというような流れになるんですけど、もう少ししたら、そういった要望書が漁協の方から上がってきて、計画書の中身が整っていれば、県としては海区の方にまずはお諮りするというような流れになるのかなと考えているところです。

〇重信委員

分かりました。試験操業はもう考えていない、条件をクリアしたら許可を出すということですね。

〇阿久根議長

費用や生産性も大事ですけれども、まずはやってみないと分からないこともあるわけで。始める前から判断するのではなく、必要な条件をクリアしていて、本人と協議もしているのであれば、あとは本人の自己責任なわけだから。設備投資についても同じで、我々も新船を造る際に 100％儲かる保証があるわけではなくて、自ら判断して投資をしてる。

さんご漁業についても、「採れることが保証されているから許可する」という話ではなく、決められたルールや手順をきちんと守って操業することが前提で、その条件を満たしていれば許可するという考え方ってことでいいんですよね。

〇村田事務局次長

手続として適正に行われているということであれば、我々としてその許可を拒否するということは実際できないと考えています。

〇羽生委員

数量制限なんですが、県全体で大枠 260kg、個人では 210kg ということですよね。そうすると、例えば今操業している会社の採取量が平均 260kg くらいということであれば、その会社が年間の上限近くまで採った場合、後から参入した人は採取できないということになるのではないですか。

〇村田事務局次長

今、羽生委員がおっしゃったとおりの形で、いわゆるオリンピック方式になると思います。この点については、申請を希望されている方や現在操業されている方にも説明していますし、今後要望される方にも、鹿児島県としてはこのような制度で運用することを御理解いただくよう説明しております。

〇羽生委員

ただ、一気に２か月間で採るわけではなく、年間を通じて採るわけですから、同じ時期にスタートすれば全く採れないということにはならないでしょうね。しかし、先に多く採られてしまえば、その後は採れなくなる可能性がありますよね。

もう一つ、15cm 以下という基準ですが、どこを基準に 15cm なのですか。根元からなのか、採った部分なのか。サンゴが枝分かれしていますよね。その 15cm というのはどこを測るのでしょうか。原形の大きさなのか、採取する部分なのか。実際、小さな破片のようなサンゴもたくさんあります。大きなサンゴから折れたものもあるでしょうし、小さいものだけが落ちていることもあります。その辺りはどう判断するのですか。

〇村田事務局次長

あくまでも取扱方針上は、採取する時点で 15cm 以上あることを条件としています。採取後に出荷の際、サイズを揃えるために多少加工することはあると聞いています。

〇阿久根議長

確認ですが、今まで大手の事業者が採取してきた中で、落として折れたりして海底に残ったサンゴがありますよね。

そういったものは放置すれば海中で朽ちていくだけですが、利用価値があるとも聞いています。

死滅している、あるいは死滅しかけているものであれば、1/3 でも 1/10 でも値段が付くなら、有効利用のために回収させてもよいのではないでしょうか。

〇村田事務局次長

現在の取扱方針では、生サンゴについて年間 260kg の上限を設けています。

一方、枯れサンゴについては数量制限の対象としていません。ただし、採取した場合は記録を取る必要があります。

〇阿久根議長

生サンゴだけが対象ということですね。

〇村田事務局次長

はい。ただし、生サンゴの採捕停止措置が発令された場合には、枯れサンゴも採取できないことにしています。

〇阿多委員

漁業者の参入についてお聞きしたいのですが、県としては何人まで参入を認める考えですか。

〇村田事務局次長

現時点では、参入者数の上限は設けていません。

ただし、多くの方が参入した場合には、漁業調整上の問題が発生する可能性があります。その際は、海区漁業調整委員会の皆様と協議しながら、何らかの制限を検討することもあると考えています。

〇阿久根議長

実際には、ROV の操作技術を身につけなければなりませんし、試験操業も行われましたが、宇治島周辺は昔からサンゴ漁場として知られている場所です。やりたいという人がいても、実際に操業して採算が合うかどうかは本人の責任です。設備投資も、ROV だけではなく船舶や周辺設備まで含めると数千万円単位の費用がかかると聞いています。ですから、必要な条件をクリアした人には挑戦してもらえばよいと思います。成功するか失敗するかは本人次第です。

ゼロか 100 かではなく、漁場利用の調整を行えばよいと思います。例えば、海区内で、他の漁業との調整を行いながら、この区域なら良い、この区域は遠慮してほしい、という形で進めていけばよいのではないでしょうか。実際にやってみて採算が合わなければ、本人が撤退するだけですから。

〇阿久根議長

せっかくですので、その他の話題として、もじゃこについてです。

近年、もじゃこ採捕を大臣許可化し、広域的な操業を認める動きがあるとの情報を耳にしています。もじゃこは鹿児島県の宝で、重要な資源です。大臣許可にして、宮崎も大分も長崎も熊本も一気に鹿児島の海域に来たら、鹿児島の船は小型で積載能力もあまりないから、多分どうしても捕り負けてしまう。

県として何らかの情報は把握していますか。

〇村田事務局次長

そのような話があることは、インターネット上にも出ていますので、我々としても認識しています。

もじゃこ採捕については、鹿児島県及び大分県の採捕者に許可を出しており、大分県とは採捕終了後に県同士で情報交換を行っています。その中でも、そのような動きがあることについては認識している旨を伝えているところです。

仮にそのような制度変更が行われた場合には、鹿児島県の採捕者から大きな反発があると考えているため、その点については十分留意していただきたい旨を伝えており、大分県にも認識いただいているところであります。

〇阿久根議長

長崎県や島根県沖で県外船が摘発されたという話も聞いています。

これまで、羽生委員をはじめ関係者の皆さんが協議を重ねながら、ようやく今の形で落ち着いてきたところです。

そうした中で、仮に大臣許可となれば、鹿児島の船では太刀打ちできなくなると思います。県外の船は、燃油も十分に積み込み、満船になるまで帰らないような操業をしますし、複数隻で連絡を取り合いながら広い海域を組織的に探していきます。誰かが見つければすぐに情報共有できる体制も持っています。

そうなると、鹿児島海域に来遊するもじゃこも先に見つけて採捕される可能性があると、県内の漁業者からも強い懸念の声を聞いています。もじゃこは鹿児島県の大切な資源です。これまで関係者が努力して現在の体制を維持してきたわけですから、もじゃこ採捕を大臣許可として全国的な入会漁業のような形にすることには反対ですし、現在の制度を維持していただきたいと考えています。

〇伊東委員

一点だけいいですか。事務局に確認したいんですけど、大分県の主要漁船は 15 トンから 16 トン級と聞いているが、そのような船に許可を出しているんですか。

〇板坂事務局長

もともと国の取扱いでは 10 トン未満が基本だったんですが、令和３年の大不漁を受けて、「各県に任せます」という形になっています。本県においても、令和４年からも関係者間の取り決めの中で「原則 10 トン未満」としてきた経緯がありますが、今年からはその「原則 10 トン未満」という部分は外れてきている状況です。 一方、大分県については、従来から原則 10 トン未満で運用されており、許可申請が上がってきている船は全て 10 トン未満となっています。見た目の問題についてはいろいろあることは認識しています。

〇阿久根議長

いずれにしても、関係者の多くは大臣許可化には反対であると思いますし、私のところにも反対意見が多く寄せられています。もじゃこは鹿児島県の重要な資源ですので、もじゃこ採捕の大臣許可化は絶対反対。みなさんもそうですよね。県も同じ認識でいてもらいたいと思います。せっかくの連合海区でしたので、議

題にさせてもらいました。議事録にもしっかり残しておいてください。
それでは他に何かありますか。

〇阿多委員

これは要望です。奄美海区の方でも少し要望したんですけど、与論の東から奄美の東にかけて、水産庁の魚礁が設置されています。それが現存しているのかどうか確認してもらいたいんです。というのは、その海域でソデイカ漁業や旗流し漁業を行う際に、それがあることで道具を入れられる範囲が狭くなっているんですよね。もし、もう設置されていないことが分かれば、その海域も操業に利用できて、やりやすくなると思います。更新までは求めませんが、実際にその場所に設置されているのかどうか、長年経過してますので、できたら確認をお願いしたいと思います。これは要望です。

〇阿久根議長

分かりました。奄美海区に情報共有をお願いしたいと思います。奄美海区で報告してもらえれば。

ほかにございませんか。ないようですので、本日の議題からその他の事項まで、有意義な意見交換ができたと思っております。

先ほどから県の方でも話がありましたが、漁業で生計を立てる専業の漁業者や後継者が少なくなってきている時代です。そういう中で、やっぱりやりたいという人にはチャレンジする機会を与えていくことも必要だと思っております。

もちろん、他の漁業との調整は慎重に行う必要がありますが、何でもゼロか百かで判断するのではなく、一定のルールの中で挑戦できる環境をつくっていくことも大切ではないかと思います。

また、各海区でそういった要望がありましたら、他の漁業との調整も含めて検討しながら対応していければと思っております。

それでは、これをもちまして、第１回鹿児島県連合海区漁業調整委員会を終わります。議事進行に協力いただきまして、ありがとうございました。

〇板坂事務局長

以上で閉会いたします。ありがとうございました。

－　令和８年７月16日（木）午前11時終了　－

議事録署名者

会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿